

裁 判 所	福岡高等裁判所那覇支部
事 件 番 号	令和3年（行コ）第1号
事 件 名	公有水面埋立承認取消処分取消裁決の取消請求控訴事件
判決年月日	令和3年12月15日
判 示 事 項	<p>1 処分庁である都道府県知事のした法定受託事務に係る処分を法令所管大臣が取り消した裁決について、処分庁が属する地方公共団体が提起した行政事件訴訟法3条3項に基づく抗告訴訟としての裁決取消訴訟と当該地方公共団体の原告適格</p> <p>2 処分庁である都道府県知事のした公有水面埋立承認撤回処分を国土交通大臣が取り消した裁決に関して、処分庁が属する地方公共団体が自治権及び公物管理権の侵害を理由として提起した裁決取消訴訟において、地方公共団体がそれらの権限の行使に関し、私人が有する裁判を受ける権利と同等の保護を受けることが予定されていると解することは困難であるなどとして、原告適格を有しないとされた事例</p>
判 決 要 旨	<p>1 処分庁である都道府県知事が属する地方公共団体は、同知事のした公有水面埋立承認撤回処分に対してその名宛人たる私人が審査請求を行い、国土交通大臣がそれを取り消す旨の裁決をしたという場面において、自治権及び公物管理権をもって、行政事件訴訟法9条1項の「法律上の利益」を基礎づけることはできず、同法3条3項に基づく抗告訴訟としての裁決取消訴訟の原告適格を有しない。</p> <p>2 &lt;略&gt;</p>
事案の概要	<p>沖縄防衛局は、沖縄県宜野湾市所在の普天間飛行場の代替施設を同県名護市辺野古沿岸域に設置するため、沖縄県知事から公有水面埋立法42条1項に基づく埋立承認処分（以下「本件承認処分」という。）を受けていたが、事後に判明した事情等を理由として本件承認処分が取り消されたことから（以下「本件撤回処分」という。）、これを不服として国土交通大臣に対し、行政不服審査法に基づく審査請求をしたところ、同大臣は、本件撤回処分を取り消す旨の裁決（以下「本件裁決」という。）をした。</p> <p>本件は、処分庁である沖縄県知事が属する沖縄県が、本件裁決には成立の瑕疵があり、その内容においても違法があると主張して、行政事件訴訟法3条3項に基づき、抗告訴訟として本件裁決の取消しを求めた事案である。</p>
訟 務 月 報	68巻8号

